

令和6年度三重県建設産業活性化プラン2024に関する支援業務委託
特記仕様書(案)

1 業務委託名

令和6年度三重県建設産業活性化プラン2024に関する支援業務委託

2 業務目的

地域の建設業は、県民の生活に必要な社会資本の整備・維持管理はもとより、災害時の緊急対応など、「地域の守り手」として県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っていますが、就業者の高齢化や若手入職者の減少、2024年4月から適用されている時間外労働の上限規制、生産性向上に向けた建設DX導入への対応など、社会情勢の変化に伴う新たな課題に直面している。

このため、三重県では、これらの課題に適切に対応するため、「三重県建設産業活性化プラン2024」(以下、「本プラン」という。)を策定し、地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けることができるよう、適正な利潤の確保に配慮しつつ、「担い手の確保」「労働環境の改善」「生産性の向上」の3つの取組を実施していくとともに、各取組の効果を統計資料や企業へのアンケート調査等により把握・分析し、対策・改善につなげていくこととしている。

本業務は、建設企業や若手就業者に対するアンケート調査を実施するにあたり、アンケート内容の企画作成、回答結果のデータ集計及び分析・考察することを目的とする。

なお、建設企業及び若手就業者に対するアンケートはインターネット上で実施するものとし、アンケートの回答フォームは三重県が作成するものとする。

3 履行場所

三重県内

4 業務委託期間

契約の日から令和7年3月25日(火)まで

5 業務委託内容

(1) 県内建設企業に対するアンケート調査

本プランの取組項目における各企業の現状把握と取組効果を検証するため、三重県が実施する県内建設企業に対するアンケート調査の支援を行う。

● 調査対象

県内建設企業のうち、令和元年度から令和5年度に三重県が発注した建設工事の入札に参加実績のある企業(約970企業)

- 調査時期

発注者との協議により決定するものとする。

全体の工程はスケジュール表(案)を確認すること。

- 調査方法

三重県で作成したインターネット上のアンケート回答フォームへ、県内建設企業が回答する方法とする。

- 業務の実施内容

アンケート内容の企画とアンケート案内状の郵送を行う。

アンケート内容の企画は、本プランの取組項目における各企業の現状を把握するとともに、取組の効果を検証できる設問内容を提案し、作成する。(設問数は40問を想定)

アンケート案内状には、当回答フォームのURLおよび二次元コードを印刷し、三重県庁が指定する封筒を使用して発送する。発送時には、下記に示す「県内建設企業で働く若手就業者に対するアンケート調査」の案内状も同封する。封筒は三重県が本業務受託者に提供する。

なお、郵送については受注者負担とする。

(2) 県内建設企業で働く若手就業者に対するアンケート調査

本プランの取組項目における各企業の現状把握と取組効果を検証するため、三重県が実施する県内建設企業で働く若手就業者に対するアンケート調査の支援を行う。

- 調査対象

県内建設企業で勤務する18～39歳までの若手就業者

- 調査時期

発注者との協議により決定するものとする。

全体の工程はスケジュール表(案)を確認すること。

- 調査方法

三重県で作成したインターネット上のアンケート回答フォームへ、若手就業者が回答する方法とする。

- 業務の実施内容

アンケート内容の企画を行う。アンケート内容の企画は、本プランの取組項目における若手就業者の現状を把握するとともに、取組の効果を検証できる設問内容を提案し、作成する。(設問数は20問を想定)

(3) 回答データの集計・分析・考察

県内建設企業に対するアンケート調査及び県内建設企業で働く若手就業者に対するアンケート調査の回答データの集計と回答結果に対する分析・考察を行う。

回答結果の分析・考察には、集計データを分析し、考察に至った理由や今後の課題等を整理するものとし、考察に必要な集計表やグラフ作成等も当業務に含むものとする。

(4) 打合せ協議

打合せ協議は、事業着手時、アンケートの企画設計・実施時、成果品納入時の4回を基本とする。実施方法は対面以外にオンライン等の手段も可能とする。

※当業務の実施機関

三重県	県内建設企業及び県内建設企業で働く若手就業者に対するアンケート調査におけるインターネット上の回答フォームの作成
本業務受託者	県内建設企業及び県内建設企業で働く若手就業者に対するアンケート調査のアンケート内容の企画、アンケート案内状の郵送、回答データの集計・分析・考察

5 実施責任者の配置

受注者は、当該業務の履行に関して実施責任者を選定し配置するものとし、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

6 業務計画書の作成

受注者は、あらかじめ次の事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出して承諾を得るものとする。なお、承諾された業務計画を変更する場合にも準用する。

- ・ 業務概要
- ・ 業務工程表
- ・ 業務実施体制、連絡体制

7 成果品の提出

本業務の成果品及び提出部数は次のとおりとする。

- ・ 電子媒体 1部
- ・ 検査用として成果物の印刷物(A4 版簡易ファイル、年度・委託名・完成年度・受発注者名を明示)を1部提出する。

成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記する。

8 成果品の納入期限、納入場所及び検査

成果品の納入期限は契約工期内とする。納入場所は、三重県県土整備部公共事業運営

課とし、検査については、別途指示する日時で同場所にて行う。ただし、発注者が成果品の一部について提出を指示した場合には、これに従うものとする。

9 貸与資料

貸与資料は以下のとおり

- ・令和5年度次期三重県建設産業活性化プラン策定支援業務委託報告書(令和6年3月)
- ・「地域建設産業のあり方検討委員会(三重県)」報告書(令和5年3月)

10 その他

(1) 個人情報の保護

受注者は、当該業務による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について

- ① 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- ② ①により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- ③ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(3) 不当要求等を受けた場合の措置について

三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」(三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照)に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。

受注者又は下請負人等が不当要求を受けた場合は、受注者から発注機関の長(不当要求等防止責任者)に報告様式〔三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照〕により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、発注機関の長(不当要求等防止責任者)に躊躇なく相談すること。

(4) 補足

この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとし、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。